

## 令和5年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：令和5年9月28日（木）10：00～12：00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 地下2階講堂（WEB会議併用）

### 3 出席者

#### (1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員、小出委員、高委員、小林委員、佐野委員、次郎丸委員、辻本委員、中川委員、村井委員、山崎委員、阿部委員、有賀委員、今井委員、岩佐委員、野口委員、市橋委員、西藤委員、加藤委員、田村委員、山本委員

#### (2) オブザーバー

国土交通省 石井企画専門官  
消防庁消防研究センター 鈴木主幹研究官

#### (3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、上村違反処理対策官、田澤係長、高島技官、佐々木技官、藤野事務官、原口事務官、三橋事務官、榎本事務官、小谷野事務官、宮崎事務官

### 4 配布資料

資料2-1 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応  
中間とりまとめ（案）

資料2-2-1 点検のデジタル化について 中間とりまとめ（案）

資料2-2-2 実証実験及び技術公募について

資料2-3-1 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について（案）

資料2-3-2 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について（案）  
（概要版）

資料2-4 厚木市で発生した駐車場火災の概要について

参考資料 2-1 建築基準法令改正（R4.6 公布）の検討案について

### 5 議事

- (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応
- (2) 点検のデジタル化について
- (3) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について
- (4) その他

## 6 主な意見交換（○:委員、●:事務局、■:オブザーバー（国土交通省））

### (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

#### ア 耐火建築物において主要構造部を部分的に木造化することが可能となることへの対応

○ 耐火建築物において、耐火構造までは求めない「主要構造部」と、耐火構造を求める「特定主要構造部」について、改めて御説明願いたい。

■ 「主要構造部」とは、建築物の構造部分のうち防火上重要な部分であり、具体的には、建築物の壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。

耐火建築物の「主要構造部」については、従来、全て耐火構造とされていたが、令和4年法改正により、「主要構造部」のうち、延焼を防止できる区画内にあり、火災時に損傷しても建築物の全体的な倒壊や延焼に影響がなく、防火上の重要度が比較的低い部分については、必ずしも耐火構造としなくても良いものとされた。

「主要構造部」のうち、防火上重要な部分については、引き続き、耐火構造を求める「特定主要構造部」としている。

今後の木材利用の推進等という観点から、耐火建築物の「主要構造部」の一部分において、耐火構造とする要件を外すことで、部分的に木質化を図りやすくなると期待している。

具体的な例としては、中間階では、メゾネット住戸等の床及び階段並びにこれを支える柱、はり及び壁の木質化が、最上階及び地上では、飲食店等の屋根及び天井並びにこれを支える柱、はり及び壁の木質化が可能となる。

○ 「主要構造部」のうち、「特定主要構造部」以外のものについては、火災時の損傷を許容するが、損傷を許容する部分の周囲にある「特定主要構造部」は、耐火性能を保持することで、火災の影響を限定的にし、建物全体に影響を及ぼさないものであるという理解でよろしいか。

■ そのとおり。従来「主要構造部」と呼んでいたものの大半が「特定主要構造部」に該当することとなる。主要構造部のうち、木造利用を促進等するもの以外は「特定主要構造部」となる。

○ 消防法令にも建築基準法を引用して「主要構造部」という用語を使っている条文がいくつもある。本検討会は、建築基準法改正趣旨を汲んで、消防法令の「主要構造部」を「特定主要構造部」に置き直しても、各委員の識見や立場から見て問題がないかどうかを議論する場である。その議論のために、「主要構造部」と「特定主要構造部」の違いについて、もっと具体的に示していただきたい。

■ 「特定主要構造部」以外の「主要構造部」については、建築基準法施行令にて2つの条件を定めている。

一つ目は、延焼防止上の観点から、「特定主要構造部」以外の「主要構造部」が延焼を防止できる区画内に存することで、「特定主要構造部」以外の「主要構造部」が火災時に損傷しても、当該区画内での火災が当該区画外に出ないように措置されていることを条件としている。

二つ目は、避難上の観点から、火災時に「特定主要構造部」以外の「主要構造部」を経由しないで避難することができることを条件としている。

その上で、先ほどお示しした中間階、最上階等の具体的な条件について、今後告示で定めていくこととしている。

- 事務局としては、壁、柱、はり等の部材により「特定主要構造部」か否かを分けているわけではなく、部位として、ある一定の区画がされている部分の中に存する壁、柱、はり等が「特定主要構造部」以外の「主要構造部」と規定されていると理解している。

区画の中に存しない壁、柱、はり等については、引き続き、耐火構造となるものと理解しているが、言葉だけでは分かりづらいため、御指摘を踏まえ、別途補足資料を御用意する。

- 「特定主要構造部」以外の主要構造部が存する延焼を防止できる区画について、面積の縛りはあるのか。
  - 告示で定めることとなる。原則 100 m<sup>2</sup>となり、スプリンクラー設備を設置した場合は倍読みとなり、200 m<sup>2</sup>となる予定である。
- 際限なく広がることはないと理解した。また、検討部会でも議論されている内容であると承知している。今後の議論については、分かりやすい説明をお願いしたい。

#### イ 防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設を踏まえた対応

- 建築基準法の「別棟みなし規定」の考え方が、「渡り廊下で接続された建物を1棟とみなすかどうか」という消防法の運用通知にも影響するのは当然で、両者の整合をとるべきだと思う。一方で、消防法施行令第8条に規定する区画は、消防法令の考え方の根幹をなすものなので、そこが少しでも崩れると現場で大混乱を起こす可能性がある、というのが、私が座長をしている検討部会の消防機関の部会員全員の意見である。

消防法施行令第8条は、「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている部分は別棟とみなす」というシンプルな規定だが、消防用設備等の設置基準は「延べ面積が○m<sup>2</sup>以上ならスプリンクラー設備を設置しなければならない」というような規定ぶりなので、区画する耐火構造の床や壁に性能の高い防火戸が設置されている開口部があっても別棟とみなせる、などと読めるような規定ぶりになると、現場で收拾がつかなくなるのではないかと。

ここは、全国の消防本部の意見を丁寧聞きながら、慎重に対応してほしい。

- 消防機関も加わった検討部会でも議論されている内容であり、何ができるかということを見定めた上で、基準を定めていただければと思う。
- 建築基準法上、別棟みなし規定を適用する建築物は、それぞれ別の建築物となるのか。
  - 建築物としては1棟として取り扱われ、建築確認も1棟として申請される。ただし、防耐火関係の基準における面積、階数による主要構造部の制限等の適用関係について

ては、別の建築物として適用するものである。

- 「特定防火設備」について具体的な解説をお願いしたい。
- 「特定防火設備」については、所定の時間、火災の炎と熱を防ぐものである。建築物の壁に設けられる設備で、扉やシャッターが想定される。
- 一つ前の「特定主要構造部」に係る検討案件は、言葉の整合性を図った上で、特別な消防としての対応は加えないという内容で理解しているが、本検討案件は、消防として新たなルールを手当てするというので、現在も検討されている状況という理解で良いか。
- 現在も検討している状況である。補足として、渡り廊下で接続されている場合の消防用設備等の設置単位については、「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号)にて別棟とすることができる運用をしているところ、法令上で明確化した方が良いという考えもあるため、法制化を検討しているところ。渡り廊下の距離、材質等具体的な要件については、建築基準法令上の取扱いも検討中であり、消防が現在運用している取扱いと詳細な比較ができていないため、引き続き検討していく。
- 木造なら何でも良い、規制緩和なら何でも良いという社会風潮があり、これに対応しようとする場合、技術基準が細かくなり、実際に適切に運用しきれないおそれがある。  
また、防火設備にて建築物を区切り、別棟みなしとすることについて、防火設備にはメカニカルな故障確率が必ずあり、閉鎖しないこともある。
- 耐火建築物の一部を木造化することについて、消防隊は駆体の中に入って活動を行うため、建築物内部が木材になるということについては、活動に影響があると考えており、消防機関としても木材利用の理解をしていかなければいけないと考えている。消防庁にも御配慮いただき、今後とも情報提供をしていただきたい。
- 木材利用に係る情報提供については、全国消防長会において、これまで説明や意見交換の場を設けてきているところである。全国消防長会では、部分的に木材を使用することに対する表示等の意見も出ており、今おっしゃられていたことを踏まえ、引き続き、国土交通省とも連携し情報提供を進めていく。
- 消防法施行令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の区画について、消防機関として今まで市民に説明をしてきた責任がある。本検討案件の開口部のある別棟みなしについて、消防法施行令第 8 条の区画と同等のものであるという明確な説明ができるよう御教示いただきたい。
- 建築基準法令上の要件を具体的に見ながら、当該要件を消防法令上どのように取り扱うべきか慎重に検討していく。
- 別棟みなしについて、方向性は理解した。別棟とみなされた部分それぞれで規制がかかると思うが、1つの建築物で同じ用途の部分を2つに割って、それぞれ開口部でつながり、防火設備が2枚設けられることについて、1つの建築物が単に分かれているものも別棟扱いとできることとなる。そのような場合、今後適用していく法

令が大きい問題をはらまないか、イメージをしておくべきである。

## (2) 点検のデジタル化について

- デジタル化についても、政府で決定されていることという理解で良いか。
- 政府決定としても全体で進めていくこととなっているため、消防庁としても進めていく所存である。
- デジタル化について、国際的な情勢はどうか。
- 昨年度公募があった非常放送設備については、海外で採用されている技術が実装されている。海外で既に利用されている技術についても情報収集し、参考としていく。
- デジタルでの監視は、例えば、避難経路に避難上支障となる物がないかについて、定期的に見視するよりも常時監視する方が安全性は高いと思う一方、規制強化と捉えられかねない側面もある。そのあたりは今回の議論の範囲内か。
- 政府決定において、最低限必要なこととして、アナログ技術についてデジタル技術を活用していくことが求められている。御指摘のとおり、デジタル技術により効率化を図るだけではなく、安全性の向上が期待できる項目もあると考えられる。今後公募をしていく上で、そういった視点をプラスアルファで考えていきたい。
- 目視、現地確認、対面が必須のものまで全てデジタル化をするわけではなく、できるものをデジタル化していく方針であると理解している。
- 御指摘のとおり。
- デジタル化により新しい技術を使うのであれば、今より性能が良くなって当然だと思う。デジタル化により性能が良くなるわけではないものは、デジタル化する意味がないと思う。資料 2-2-1 の 15 ページ目に、「デジタル化を図ってもなお火災予防上の安全性が確保できるように検討を進める。」とあるが、あまりにも当たり前のことではないか。デジタル化で性能も良くなり、安全性も向上することをやっていけば良いのではないか。そうでないものは、デジタル化はすべきではないと思う。

## (3) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について

- 特定小規模施設用自動火災報知設備について、建物を非常に長く使う状況において、途中から用途が変更し、後から自動火災報知設備の設置が必要となるケースが多々あり、違反の是正には非常に苦慮している。本検討案件は、非常に良い見直しだと考えている。ただ、今回の見直しでは、設置できる防火対象物の延べ面積が 300 ㎡までという非常に狭いものに限定になっているので、メーカーの開発を促すなど、色々な取り組みで、さらに面積の引き上げ等の検討を引き続きお願いしたい。

## (4) 厚木市で発生した駐車場火災の概要について

- 最近の車両は、樹脂製部品が多く、燃えやすいということだが、製品にどのような素材が用いられているか明示されていないことも問題であると感じる。
- 自動車の詳細については、国土交通省自動車局が所管になるため、消防庁から、直

ちにどうするという事は申し上げづらいが、本件火災について、国土交通省自動車局ともやりとりをしているため、自動車の部品に可燃物が増えてきていることに注意を要することについて、話をしたいと思う。

また、車両の火災性状については、消防機関にも情報提供をできるようにしていくべきであり、移動式粉末消火設備をうまく使っていくことができるように、使い方の映像などを作成していくことが重要と考えている。

- 自走式駐車場の火災で、幸いにして死傷者がなかったということで、大変良かったと思うが、大きい火災であり、避難安全は非常に重要だと考えている。避難に関する情報を調べていく中で、何かあれば、ぜひ教えていただきたい。やはり駐車場の避難安全というのはなかなか担保が十分されていない部分もあるので、今後、注目が必要かと思う。
- まだ火災原因調査中であるため、細かい部分について申し上げられることが少ないが、本件については、従業員が火災の発生に気がつき、駐車場の火元付近に行った段階で、既に火の手が大きくなっていて、煙などの影響で、初期消火活動を実施するには厳しい状況であったと承知している。  
駐車場からの避難誘導というよりは、むしろ、車両を取りに人が中に入ってしまったように、従業員側で入場制限を実施していたと聞いている。御指摘のとおり、避難安全は非常に重要であるため、その点も考慮していく。
- 最近は大規模物流倉庫の火災もあるが、今回は大規模自走式駐車場での火災である。規模が拡大していることから、従来の倉庫、駐車場とは違う新しい業態、形態が現れてきている。予防行政のあり方でいえば、防火対象物の中でも、やはりそういう新しいものも視野に入れながら検討を進めていく必要があると思う。
- 物流倉庫火災のときには、1回、検討会を立ち上げて、一定の対応を取ってきているが、その後も物流倉庫において、ある程度規模の大きな火災というものが散見される状況ではある。御指摘のとおり、大規模物流倉庫では、単に物を置いているだけではなく、色々な作業も含まれるようになってきているので、そういうものについては、検討すべき課題があると認識している。
- 予防行政のあり方ということで一言申し上げますと、木材利用の推進等について、安全性を確保するのが消防の役割なので、消防庁として、防火安全性はきちんと守ろうという姿勢をしっかりと示すべきである。政府内では木材利用の推進等について話が進められていると思うが、先ほど、委員の方からも言われていたとおり、木材が利用される建物で火災になったときに、消防機関は内部進入し活動をする場合もあるため、そういう視点でもきちんと、言うべきことは言ったほうが良い。

以上